

11 No.462
2024年
月号

もりやま商工ジャーナル

守山商工会議所

儲かる 使える 損しない ビジネスに役立つ情報をお届け!

あすのたね

2025年は

「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ2025」の開催年です!

特集
P2~5



守山市PRキャラクター「もーり」は「国スポ・障スポPR大使」です。

滋賀県でのBCP(事業継続計画)
策定支援への取組
〜ご利用ください「滋賀県版BCPモデル」〜

相談無料です。お気軽にご利用ください。

●相談無料 ●予約制

法律相談

日 時：11月22日(金) 10:00 ~ (30分単位)
相談員：平柿法律事務所

事業承継 等 相談

日 時：11月21日(木) 10:00・11:30・13:00・14:30
相談員：滋賀県事業承継・引継ぎ支援センター

知的財産 等 相談

日 時：11月13日(水) 13:30・14:30・15:30
相談員：INPIT滋賀県知財総合支援窓口

時間外労働の削減や各種助成金など働き方改革に関する相談は、滋賀働き方改革推進支援センターへ。社会保険労務士等の専門家が無料でサポート。

☎ フリーダイヤル 0120-100-227

topic

- 8 新規顧客の獲得に!
新たな取り組みのPRにも!
人気の「まちゼミ」やってみませんか?
トライ&アップ×島原主事
- 9 もーりーの事業所訪問 特別編
スポーツ振興課(守山市役所 総合政策部)
- 10 行政手続のデジタル化と
経営者が知っておくべき活用法
行政書士市川法務総合事務所 市川 元気氏

上記相談のお申し込みお問い合わせは指導課まで TEL 077-582-2425

特集

滋賀県でのBCP(事業継続計画) 策定支援への取組

～ご活用ください『滋賀県版BCPモデル』～

滋賀県では、県内中小企業のBCP(事業継続計画)策定を推進するために、新型コロナウイルス等の感染症拡大を想定し、かつ、発生リスクの高い自然災害等のリスクにも備えるため、地理的特徴や産業構造などを考慮した「滋賀県版BCPモデル」を作成されています。

そこで、中小企業、小規模事業者がBCPの取組の第一歩として「滋賀県版BCPモデル」の紹介とともに、BCPの策定・運用によるメリットについて解説します。

はじめに

大地震、集中豪雨や洪水等の水害、火災、新型インフルエンザ、テロ等の緊急事態に陥った際、あなたの会社は生き残ることができますか？

経営者の皆様は、このような緊急事態に遭っても、何とかして自社の製品・サービスを供給して会社を存続させたいと考えるはずです。しかし、いざ緊急事態に陥った際に、普段と同じように判断し、的確な行動をとることはできるでしょうか。



① BCP (事業継続計画) とは？

BCPとは、企業等が緊急事態に陥った際に、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするため、平常時に行うべき活動や、当該緊急事態における事業継続のための方法、手段をあらかじめ決めておく計画のことです。

BCPは経営者の皆様にとって特別なものではなく、例えば、あなたが病気などで入院したら会社をどのように続けていくか等、あなたが日々の経営の中で考えていることを、計画として「見える化」すれば、それが最高意思決定者不在という緊急事態のBCPになるように、BCPは日々の経営の延長にあるものと考えられます。

また、BCPは緊急事態の際に効果を発揮するだけでなく、策定により自社の経営の実態を再確認できたり、策定・運用することにより防災に係る融資や保険の優遇を受けられる他、クライアントや社外からの信用も高まるなど、平常時にも多くのメリットを得ることができます。

② なぜBCP（事業継続計画）が必要か

例えば、あなたの会社が以下のような緊急事態に陥った場合、あなたの会社は、通常どおりの業務を継続できるかどうか考えてみて下さい。

ケース1 火災の発生により、会社建屋をはじめとして、事務所にある各種の書類やパソコン等の機器類、会社工場にある重要な生産設備等が焼失してしまい、使用できなくなった

ケース2 インフルエンザや新型コロナウイルスの大流行により、従業員の大半が1週間以上出勤することができなくなった

多くの場合、事前に何も準備や心がけをしていなかった会社がケース1、2のような緊急事態に陥ってしまうと、通常通りに操業し続けることは非常に困難になることが予想されます。

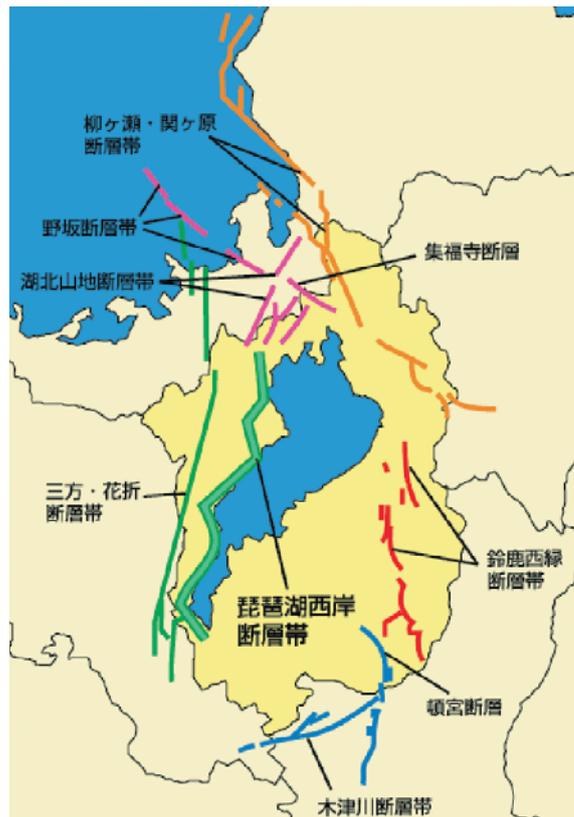
特に中小企業・小規模事業者の場合は、このような原因による操業停止が廃業や倒産に直結する可能性が高いことから、突発的に発生する緊急事態に対して平常時からの準備が必要になります。また、製造業等のサプライチェーンに属する会社の場合、サプライチェーン全体に大きな影響を与える可能性があり、その影響は被災地域に止まらず日本全国や業界全体に波及してしまう場合もあります。

このような理由から、自然災害や火災などの緊急事態に陥った場合において、事業に不可欠な資産への損害を最小限に止めつつ、中核となる事業の継続や早期復旧を実現するために、平常時から行うべき活動と緊急時における企業存続のための方法、手段等を事前に取り決めておくこと、つまりBCPの策定が必要となってきます。

③ 本県の災害リスク

滋賀県では近年大規模な災害が発生しておらず、災害の少ない県と言われているのを聞いたことがある方もおられるのではないのでしょうか。

実際、令和5年の都道府県別の震度観測回数^{※1}を見ると、滋賀県での地震の回数は年間で11回であり、令和5年は全国で4番目に地震が少ないというデータが出ています。また、滋賀県では過去数十年、災害救助法を適用するような甚大な災害は発生してい



ません。^{※2}

しかし、災害はいつ、どこで発生するかわかりません。災害救助法の適用にまで至らずとも、令和3年には湖北・湖東地域で大雪、令和4年には長浜市で高時川が氾濫、令和6年には米原市伊吹地区で土砂災害が発生しています。また、県内には地震の震源地となりうる活断層が琵琶湖を取り囲むように複数分布しておりこれらの直下型地震や南海トラフ地震などの地震リスクがあります。

※1 気象庁「令和5年(2023年)の都道府県別の震度観測回数表」

※2 内閣府「災害救助法の適用実績(平成7年～)」

④ 県内企業のBCP策定に向けての滋賀県の取組

近年、全国で地震や集中豪雨による水害が頻発しており、滋賀県でもいつ何時そうした事態に遭遇するかわかりません。そのため、滋賀県では県内中小企業・小規模事業者の皆様のBCP策定を推進するための取組を実施しています。

(1)BCP・事業継続力強化計画※策定支援セミナー

本セミナーは、中小企業・小規模事業者の皆様にはBCPの概要と必要性を知っていただき、BCP策定のきっかけを提供する場として毎年度開催しております。

セミナーでは、BCP策定支援等の企業のリスクマネジメント構築コンサルティングを多数手掛けている講師を招き、BCPの概要と策定メリットについて説明するとともに、事業継続力強化計画をベースに策定時のポイントについて解説しています。



※事業継続力強化計画…
中小企業が策定した防災・減災の事前対策に関する計画を国が認定する制度であり、簡易版BCPと位置づけられることもある。

(2) 「滋賀県版BCPモデル」

滋賀県において特に発生リスクの高い自然災害および新型コロナウイルスの拡大を想定し、本県の地理的特徴や産業構造などを考慮したBCP策定のひな形になります。⑤で詳細について記載しています。

(3) 「中小企業事業継続計画(BCP)策定運用の手引き」

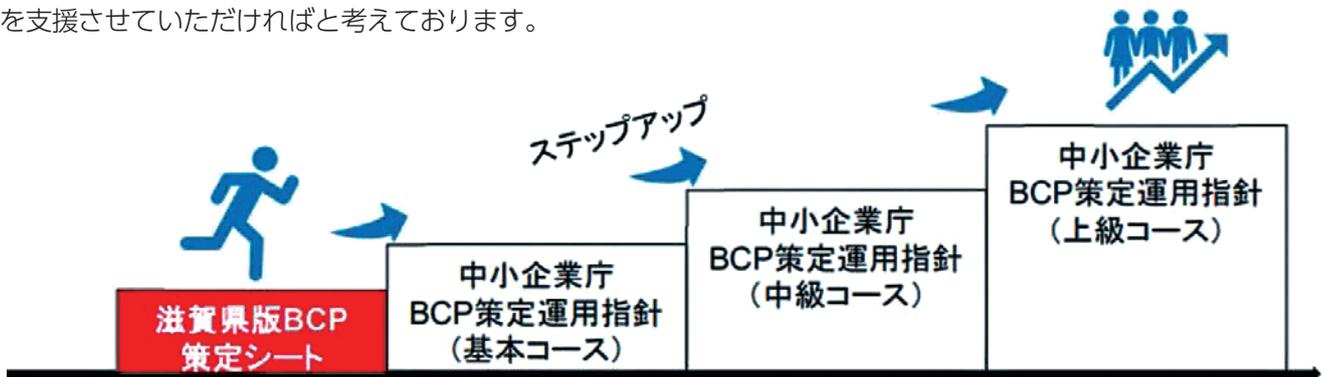
中小企業庁が作成している「中小企業BCP策定運用指針第2版」の「基本コース」を基に、県内の中小企業がBCP策定により取り組みやすくするために作成しました。本手引書により、経営者の皆様がBCPの必要性を認識し、策定、日常的に運用していくことを支援させていただければと考えております。

⑤ BCPの取組の第一歩として「滋賀県版BCPモデル」をご活用ください

これまでBCPの必要性や本県の災害リスクについて書かせていただきましたが、いざBCPを策定するとなると何から始めればいいのかとお思いの方も多いのではないのでしょうか。そのような場合にはBCP策定の取組の第一歩として、右ページ「滋賀県版BCPモデル」をご活用ください！

- 穴埋め式のフォーマットなので、専門的な知識がなくても記入例と手引きを参照してBCPのひな形を作成できます
- 滋賀県に多い5つの業種別(建設業、製造業、卸売・小売業、宿泊・飲食サービス業、生活関連サービス業)と、その他の業種向けの汎用版の6種の様式に分かれており、幅広い業種に対応しています
- 地震、風水害、感染症の3区分に分かれており、それぞれの事案に対応したBCP策定が可能です

「滋賀県版BCPモデル」を活用し、まずはBCPのひな形を策定してみましょう。そこから中小企業庁のホームページに掲載されているBCP策定指針に沿って、より詳細で具体的なBCPにステップアップさせていきましょう。



おわりに

本県ではBCPの策定支援を通じて、中小企業の事業継続力の強化を図るとともに、事業者の皆様と一緒に強い地域づくりをしていければと考えております。

県ホームページに「滋賀県版BCPモデル」の各様式や「中小企業事業継続計画(BCP)策定運用の手引き」を掲載しておりますので、BCP策定の際には是非ご覧ください。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kigyoyou/17922.html>

滋賀県商工観光労働部 中小企業支援課 商業支援係 担当 桑山

TEL : 077-528-3731 E-mail : fb00@pref.shiga.lg.jp



【建設業用】BCP策定シート（地震版）

【記入例】

4. 優先事業、目標復旧時間

優先事業	インフラ復旧工事・施工中現場の二次災害防止
目標復旧時間	24時間以内 (行政の要請による)

4. 優先事業、目標復旧時間

事業が停止した場合の社会、顧客、自社への影響の大きさ等を考慮し、特に優先すべき事業を記入してください。

5. 対応手順

「大地震発生直後」、「初動対応フェーズ」、「事業継続フェーズ」の地震発生後の各場面において対応するメンバーや行動について、詳細に記入をしてください。

【建設業用/地震版】
滋賀県 滋賀県版BCP策定シート

1. 基本方針
大地震発生時には、以下の基本方針に則り対応する。

2. 被害想定
想定地震、想定震度、社会インフラの中断(電力・通信:3日程度、交通・その他:2週間)。

3. 対応責任者
被災責任者: 全社的な意思決定を行い、対応全体を統括する。(代行者)
事業継続責任者: 事業継続の維持に関する業務を擔持する。(代行者)
事業継続責任者: 重要事業の維持に関する業務を擔持する。(代行者)

4. 優先事業、目標復旧時間

5. 対応手順 (対策本部を立ち上げ、以下の手順で対応を実施します。)

①避難
②救助・負傷者対応
③状況確認
④帰宅許可
⑤備蓄品の状況

6. 資金調達
①重要業務の継続
②重要業務の継続
③重要業務の継続

7. 事前準備

5. 対応手順 (対策本部を立ち上げ、以下の手順で対応を実施します。)

①避難
②救助・負傷者対応
③状況確認
④帰宅許可
⑤備蓄品の状況

①重要業務の継続

②重要業務の継続

③重要業務の継続

11月のスケジュール



お知らせ

MORIYAMA

1	金
2	土
3	日・祝 文化の日
4	月 振替休日
5	火
6	水
7	木
8	金
9	土 もりやま冬ホテル2024点灯カウントダウンイベント
10	日
11	月 中間監査会 サービス部会 ビジネスマッチング大交流会
12	火 常議員会
13	水 知的財産等相談
14	木 工業部会 行政との懇談会
15	金 カーボンニュートラル見える化サポート講習会
16	土
17	日 第168回日商簿記検定
18	月 秋の健康診断
19	火 湖南4市経済懇話会
20	水
21	木 事業承継等相談 総務企画委員会
22	金 法律相談 秋の健康診断
23	土・祝 勤労感謝の日
24	日
25	月 秋の健康診断
26	火 カーボンニュートラル個別相談会
27	水
28	木
29	金
30	土

もりやま冬ホテル
2024
点灯カウントダウン
イベント



守山駅前の冬を彩るイルミネーション「もりやま冬ホテル」を今年度も開催します！

開催日時 令和6年11月9日(土)
16:00 ~ 20:00
(17:30点灯予定)

開催場所 守山駅前緑地公園 他

詳細はHPをご覧ください。
<https://moriyama-cci.or.jp/2024/09/30/illumination2024/>



令和6年度
優良従業員表彰式のご案内

守山商工会議所では 優良従業員表彰式を次の通り実施します。

詳しくは本誌折込チラシに記載されている要領等をご参照の上、永きにわたり貴社(店)の発展に貢献された方をご推薦ください。



日時 令和7年2月5日(水)

会場 守山商工会議所大ホール

詳細は折込チラシをご覧ください

守山市駅前総合案内所

ポスター広告
利用者募集

守山市駅前総合案内所3階通路のポスター広告を募集します。

駅を利用する多くの方々の目にとまりやすい場所で、新商品のPRやお店のオープン告知、サービス案内などに幅広くご活用いただけます。

*料金：1面利用1日100円(最長1ヶ月まで)

*ポスターサイズ：縦95cm以内 横80cm以内

使用料、条件等、詳しくは守山市駅前総合案内所
(077-514-3765)にお問合わせください。

会議・イベント 開催 報告

役員会・総会

部 部会

青 青年部

女 女性会

他 その他(セミナー等)

部 商業系三部会・街づくり委員会合同視察研修 9/18(水)

場 所：ならまち界限(奈良県奈良市中心市街地)

もちいどのセンター街を訪れ、夢CUBEによる創業支援や地域団体とのイベント実施などの街づくりへの取り組みについて学ばせていただき、あわせてセンター街を見学しました。

その後、鹿猿狐ビルディング(株)中川政七商店にて、奈良の観光課題に対応しながら集客につなげておられるノウハウについて学ばせていただきました。



▲センター街を視察する参加者ら

青 青年部 通常総会・OB会との合同交流会 9/19(木)

場 所：セトレマリーナびわ湖

通常総会を開催いたしました。令和7年度守山商工会議所青年部会長予定者の承認をいただくとともに、新入会員の方にご挨拶いただきました。

総会終了後は、OB会との合同交流会を開催しました。森中市長や大崎会頭、13代目もりやま卑弥呼の鹿島氏を交え、青年部OBの先輩方からの意見をいただくことで大変有意義な交流会となりました。



▲挨拶をされる岡田次年度会長予定者

部 サービス部会 THEもりやま ガイドブック 完成

会員事業所を対象に掲載を募集した飲食店等ガイドブックが2024年10月に完成。

ガイドブックは、守山市内各所で配布しております。今後、イベント等でも配布するなど、積極的にPRしていきます。



発行部数／18,000部

配 布 先／会員事業所、守山市内公共施設・ホテル・観光案内所 他

内 容／飲食店掲載 52枠、広告掲載 10枠

協 力／守山市観光物産協会

部 建設部会 行政との懇談会 10/7(月)

守山市幹部と建設部会役員との懇談会を開催しました。懇談会では、建設業界が抱える問題点や今後取り組むべき課題について情報交換をするとともに、今後に向けた活発な議論を交わすことができ、双方にとって非常に有意義な懇談会となりました。



▲挨拶を述べる立入部会長

部 第26回五部会合同ゴルフ大会 10/16(水)

場 所：近江カントリー倶楽部

主 幹：工業部会

(実行委員長：(株)酒井工業所 酒井 暁隆 氏)

優勝 個人の部 吉川行政書士事務所 吉川 嘉一 氏
団体の部 (部会対抗) 建設部会



▲個人の部 優勝の吉川氏(右)とトロフィーを授与する大崎会頭(左)

次年度は10月15日(水)に開催予定ですので、是非ともご参加ください。

新入会員紹介コーナー

新しい会員さんです。共に、がんばりましょう!(敬称略)



事業所名	代表者名	所在地	営業内容
emma nail	西村 未優	守山市吉身2丁目9-27 伊勢屋ビル 104号室	ネイルサロン
Nail Salon Luana	清本 藍子	守山市川田町905-5	ネイルサロン



新規顧客の獲得に！新たな取り組みのPRにも！ 人気の「まちゼミ」やってみませんか？

今年で13回目となる「得する街のゼミナール2024」＝通称「まちゼミ」。守山と草津の商工会議所、野洲と栗東の商工会の湖南四市あきんど連絡会主催の事業として、11月1日から30日まで開催しています。出店者は自身の専門的知識や強みを生かしたミニ講座（受講料は原則無料）を行って、自店の知名度アップや顧客作りにつなげることができます。

市内でカルチャースクール事業等を個人で運営するトライ&アップの奥山弓子さん（54）＝右写真＝もまちゼミに出店、今回で6回目のチャレンジです。奥山さんと、守山商工会議所のまちゼミ担当・島原若菜主事にその成果などを伺いました。



ーマルチに活躍されている奥山さん。自身の事業について教えてください

奥山さん「紅茶、アロマ、アクセサリーなど、好き！楽しい！が高じて100を超える資格を取得し、学んだことや体験したことを『教える』仕事として始めました。2017年に開業し、『おケーコ・バイキング』と名付けて約70種の講座を、主に守山で私が講師となって開いてきました。コロナ禍を機に教室をオンラインに切り替え、今は内容も『自分軸を整えるカウンセリング』や『自己肯定感アップ』などメンタルトレーニングの講座に力を入れています。他には、『話す』仕事としてイベントの司会業などもしています」

ーまちゼミの出店のいきさつは？

奥山さん「開業後すぐに、守山商工会議所に入会しました。全国的に広がりを見せるまちゼミが守山でもやっていることを知り、翌年さっそく自分でも参加してみよう！と出店してみました。これまではアロマ、ハーバリウム、誕生花セラピーなどのまちゼミを開きましたが、今年はビジュアアクセサリー作りを行います。集中して手先を動かすと頭もスッキリしますよ！私自身も楽しんで、それが誰かのためになるというのがうれしいですね」



▲奥山さんが手掛けたビジュアアクセサリーの品々

ーその効果はいかがですか？

奥山さん「私のまちゼミ講義の様子をSNSで発信し、広告として活用しています。それを見て、『私も習いたい！』という声をいただきました。まちゼミは販路拡大の一つとして、やらないよりやったほうがいい！自分のモチベーションアップにもなります！講座のテーマを新たなものに変えながら、これからも続けていきます」

島原主事「新規顧客の獲得だけでなく、今までの顧客に新しい取り組みを告知することもできます。来年は是非、新たな出店者を期待します！」

「まちゼミ出店の募集は各商工会議所などの会員事業所を対象に、毎年7月前後に行っています。出店登録料は1講座8,000円（税込）です」

ー最後に、奥山さんにとって守山商工会議所はどんなところですか？

奥山さん「個人事業主には、何でも相談できるという安心感があります。中でも私にとって超苦手の確定申告は、無料相談もありとても助かっています。毎月のチラシで事業に役立つ最新情報を入手できるのも商工会議所ならではです！」

（聞き手 守山市民新聞・寺田）
制作協力 / 守山市民新聞

トライ&アップ 奥山 弓子

チカカフェ（チカ守山）やオンライン等で各種講座を開催中。お問い合わせはLINE公式アカウントまたはFacebookのDMでお願いします。



公式LINE



Facebook



Instagram

Facebook: @yumiko.okuyama.56 Instagram: @okuyamayumiko



初挑戦の島原主事に、ビジュアアクセサリー作りを教える奥山さん（左）＝10月7日、チカカフェ個室（駅前セルパ守山地下1階のチカ守山）

気になる
もーりーの
事業所
特別編



会員事業所訪問



スポーツ振興課（守山市役所 総合政策部）

スポーツ振興課について教えてください。

スポーツイベントの開催や社会体育施設の管理運営、「国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会」、インターハイ、ワールドマスターズの開催準備などが業務内容です。来年は「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」（第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会）が滋賀県で開催され、守山市でも様々な競技大会がありますので、そのPR活動も重要な業務の1つとなっています！

職員の皆様からひとこと

来年に向けて、ブース出展やリハーサル大会など、さまざまなイベントを開催中です！また、守山市ではボランティアや協力企業・協力団体を絶賛募集中ですので、興味のある方はぜひHPをご覧ください。これからもPR大使の「もーりー」と一緒に、国スポ・障スポを盛り上げていきますので、引き続き応援よろしくお願いします！最新のイベント情報はInstagramで日々更新していますので、ぜひチェックしてみてください。

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ2025

国スポ会期

2025年9月28日⑩～10月8日⑩

障スポ会期

2025年10月25日⑩～10月27日⑩

スポーツ振興課の前には展示スペースも！



守山市 総合政策部 スポーツ振興課

所 守山市吉身二丁目5番22号

☎ TEL 077-582-1169

FAX FAX 077-582-0539



ホームページ



Instagram



旭化成㈱の協賛品にも、もーりーがいっぱい！



Business ビジネス コンパス COMPASS

専門家による情報配信事業
by 観光理財部会



行政手続のデジタル化と 経営者が知っておくべき活用法

デジタル社会の進展に伴い、行政手続のオンライン化が急速に進んでいます。かつては紙の書類を用意して役所に持参し、手続を行うのが当たり前でしたが、今ではインターネットを活用したオンライン手続が標準となりつつあります。特に、ビジネスを営む経営者にとって、これらのオンライン手続は業務の効率化やコスト削減に直結するため、必ず知っておくべき重要な情報です。

本稿では、行政手続のデジタル化の現状と、経営者がどのようにこれを活用できるのかについて、行政書士としての視点から解説していきます。さらに、オンライン化のメリットだけでなく、導入における注意点やリスクについても触れ、デジタル社会で成功するための指針を提供します。

1. 行政手続のデジタル化とは？

行政手続のデジタル化とは、政府や自治体が提供する各種手続をインターネット上で行えるようにする取り組みです。これは、法人設立から税務手続、許認可の申請や更新手続まで幅広い領域をカバーしています。現在、政府は2025年までに約97%の行政手続をオンラインで完結できるようにする方針を掲げており、企業が日常的に行う多くの手続が対象となっています。

従来の行政手続では、必要な書類を準備し、それを紙で提出するのが一般的でした。しかし、オンライン化によって、書類を電子的に作成・提出し、申請の進行状況をリアルタイムで確認できるようになりました。また、これに伴い、押印の廃止や添付書類の省略も進んでおり、手続にかかる負担が大幅に軽減されています。

経営者にとって、このデジタル化の進展は単なる利便性向上にとどまらず、ビジネスの効率化や競争力の強化にもつながる重要な要素です。

2. 経営者が知っておくべき行政手続のオンライン化のメリット

行政手続のオンライン化は、特に経営者にとって以下のような具体的なメリットをもたらします。

(1) コストと時間の大幅な削減

オンライン手続の最大のメリットは、手続にかかるコストと時間の大幅な削減です。従来の紙ベースの手続では、書類の印刷、郵送、役所への持ち込み、窓口での待ち時間など、多くの時間と手間がかかりました。しかし、オンライン手続では、これらの作業がすべてインターネットを通じて行えるため、時間やコストの大幅な削減が可能です。特に、全国展開している企業や複数の事業所を持つ企業にとって、オンライン手続の導入は業務の効率化に大きく貢献します。

また、24時間365日利用可能なシステムが多いため、時間の制約を受けずに手続を進めることができます。忙しい経営者は、業務の合間や夜間でも手続を行えるため、日常業務に支障をきたすことなく必要な手続を完了できます。

(2) 添付書類の省略

従来、行政手続では多くの添付書類が求められていました。法人登記事項証明書、住民票、印鑑証明書などがその代表例です。しかし、デジタル化が進むにつれて、これらの添付書類が省略できるケースが増えています。例えば、法人の基本情報は国税庁の法人番号公表サイトを通じて確認で

きるようになり、法人登記事項証明書の提出が不要になる場合があります。また、住民票の写しや戸籍謄本なども、マイナンバー制度を活用した情報連携によって省略できる手続が増加しています。

添付書類の省略により、書類を取得するために役所や法務局に足を運ぶ必要がなくなり、さらに効率的な手続が可能になります。また、これにより書類取得にかかる手数料も削減でき、経費の節約にもつながります。

(3) 透明性と安全性の向上

オンライン手続は、従来の書面手続と比較して透明性が高くなっています。申請の進行状況をオンラインでリアルタイムに確認できるため、手続がどの段階にあるのか、いつ完了するのかを常に把握することが可能です。これにより、手続の遅れや不備に気づかず、対応が遅れるリスクが減少します。

さらに、セキュリティの面でも、オンライン手続は安全性が高まっています。電子署名や公的個人認証を活用することで、申請者本人の確認が確実に行われ、不正な申請が行われるリスクが低くなります。また、書類の紛失や改ざんのリスクも減少し、安心して手続を進めることができます。

3. デジタル化の具体的な手続事例

では、具体的にどのような手続がデジタル化されているのでしょうか。ここでは、経営者にとって特に関わりの深い行政手続の例を紹介します。

(1) 法人設立手続

法人設立手続は、会社を新たに設立する際に必要な一連の手続です。従来、定款を作成し、公証役場で認証を受けた後、法務局に書類を提出する必要がありましたが、現在では「電子定款認証制度」を利用することで、定款の作成から認証までをオンラインで完結することが可能です。電子定款を利用すると、印紙代4万円が不要になるため、設立費用の削減にもつながります。

さらに、法人設立後の税務署や社会保険事務所への届出もオンラインで行うことができ、煩雑な手続きを一度に済ませることが可能です。

(2) 建設業許可申請

建設業を営む際には、業種や規模によって、都道府県知事または国土交通大臣からの許可が必要となります。例えば、建築一式工事の場合、1件の工事につき1,500万円以上(税込) または延べ面積が150平方メートル以上の木造住宅工事に対して許可が求められます。その他の工事についても、1件の工事が500万円以上(税込) の場合に許可が必要となります。

この建設業許可申請は、現在ではオンラインで行うことが可能です。電子申請システムを利用すれば、必要な書類をすべてデジタルで提出できる

ため、書類の不備による再提出の手間や窓口での待ち時間が大幅に削減されます。また、許可の更新や変更届出も同様にオンラインで対応できるため、建設業を営む経営者にとって非常に便利な仕組みとなっています。

(3) 税務手続

企業にとって、税務手続は避けて通れない重要な業務です。法人税や消費税、所得税など、各種税務手続も「e-Tax」を利用することで、オンラインで申告や納付が可能です。e-Taxは国税庁が提供するシステムで、これを利用することで、税務署に足を運ぶことなく、インターネットを通じて申告書の提出や税金の支払いを行うことができます。

特に、法人税の確定申告などは大量の書類を扱うため、オンラインでの申告ができることは大きな利便性をもたらします。また、税理士との連携も容易になり、会計業務全体の効率化にも寄与します。

(4) 社会保険手続

社会保険に関する手続も、オンライン化が進んでいます。新たに社員を採用した場合の社会保険加入手続や、退職した場合の脱退手続なども、電子申請システムを通じて行うことが可能です。これにより、社会保険事務所への訪問が不要になり、事務手続の効率が大幅に向上します。

(5) 補助金申請

補助金申請は、事業の拡大や新たなプロジェクトを推進する際に重要な手続のひとつです。国や地方自治体が提供する補助金や助成金は、事業者にとって大きな支援となるため、積極的に活用したいところです。

例えば、経済産業省が提供する「ものづくり補助金」や中小企業庁の「IT導入補助金」など、幅広い業種に対応した補助金が存在します。これらの補助金申請も、現在ではオンラインで行うことができ、GビズIDを利用して電子申請をすることが一般的です。GビズIDを取得しておくことで、補助金申請に限らず、さまざまな行政手続を効率的に行うことが可能となります。

4. GビズIDの活用

GビズIDは、企業や個人事業主がオンラインで行政手続を行う際に必要となるアカウントです。これを取得することで、複数の行政手続に一つのIDでアクセスできるため、手続ごとに異なるIDを取得する手間が省けます。特に、補助金申請や各種許認可申請において、このIDが必要となるケースが増えており、事前に取得しておくことが重要です。

GビズIDには「プライム」「エントリー」などいくつかの種類があり、申請する内容や必要な手続に応じて適切なIDを取得する必要があります。例え

ば、補助金申請や大規模な契約に関わる手続では「プライム」を取得することが求められる場合があります。申請には、登記事項証明書や印鑑証明書などの書類を用意し、オンラインでの手続を行います。

GビズIDを取得することで、企業は行政手続を効率的に進めるだけでなく、将来的にオンライン手続がさらに拡大する際にも対応できる体制を整えることができます。

5. オンライン化を活用する際の注意点

行政手続のオンライン化には多くのメリットがありますが、その一方で、導入に際してはいくつかの注意点があります。経営者は、これらの点を十分に理解し、適切に対応することが重要です。

(1) システムの理解と準備

オンライン手続を利用するためには、専用のシステムやウェブサイトにアクセスし、必要な操作を行う必要があります。たとえば、「e-Gov」や「マイナポータル」などの政府のオンラインシステムは、多くの行政手続をカバーしていますが、その使い方に慣れていないと、手続に時間がかかってしまうことがあります。事前にシステムの使い方を確認し、必要な書類や情報を準備しておくことが大切です。

また、一部の手続では、電子署名やマイナンバーカードによる本人確認が求められる場合があります。これらの手続を行うためには、事前に必要な機器やソフトウェアを準備しておくことが必要です。

(2) セキュリティ対策

オンライン手続では、重要な企業情報や個人情報が入力されるため、セキュリティ対策が欠かせません。特に、ウイルスや不正アクセスのリスクに備えて、企業内のネットワークやパソコンのセキュリティ対策を強化しておくことが重要です。また、パスワードの管理や、アクセス権限の設定にも十分注意しましょう。

(3) 代理申請の活用

経営者がすべての手続を自ら行うのは、非常に手間がかかる場合があります。こうした場合、行政書士や税理士などの専門家に代理申請を依頼することも一つの方法です。特に、複雑な許認可申請や税務手続は、専門家に任せることでミスや遅れを防ぎ、スムーズに手続を進めることができます。また、専門家に依頼することで、経営者は本業に集中することができ、業務の効率化が図れます。

6. 行政手続のデジタル化における今後の展望

今後、行政手続のデジタル化はさらに進展し、より多くの手続がオンラインで完結することが期待されています。特に、人工知能(AI)やロボティック・プロセス・オートメーション(RPA)の活用により、手続の自動化が進むことが予測されています。これにより、手続の処理速度がさらに向上し、申請者の負担が軽減されるでしょう。

また、ブロックチェーン技術を活用したデジタル署名や、スマートコントラクトを利用した契約の自動執行など、新たな技術が行政手続にも導入される可能性があります。これにより、さらに透明性が高まり、不正や改ざんのリスクが減少すると考えられています。

7. 結論

行政手続のデジタル化は、経営者にとって大きなチャンスです。これを活用することで、手続にかかるコストや時間を大幅に削減し、業務の効率化を図ることができます。さらに、透明性の向上やセキュリティの強化により、安心して手続を進めることができる点も大きなメリットです。

ただし、システムの理解やセキュリティ対策といった準備も欠かせません。適切な対策を講じ、オンライン手続を効果的に活用することで、経営の効率化と成長を実現することができるでしょう。

行政書士として、経営者の皆様がこれらのデジタル手続を円滑に進めるためのサポートを行っておりますので、お気軽にご相談ください。

行政書士市川法務総合事務所 市川元気

滋賀県守山市水保町1332-48 TEL&FAX 050-1360-6523

Mail : gyoseisyoshiichikawahoumusogo@gmail.com

守山市水保町で行政書士事務所を運営しております、市川元気(いちかわもとぎ)です。弊所は、建設業者さまが必要とされる建設業許可申請、産業廃棄物収集運搬業許可、そして入札参加資格申請を専門にサポートしています。

これまで多くの企業様を支援し、要件を満たすための書類作成や手続の迅速化を得意としています。特に、入札参加資格申請では、公共工事の受注を目指す企業様を全力でサポートいたします。煩雑な手続はぜひ私にお任せください！



新たな目的地と居場所をつかったFビレッジ



いまや北海道の新名所となっている北海道ボールパークFビレッジを訪ねてきました。プロ野球の北海道日本ハムファイターズが本拠地とする野球場エスコンフィールドを核に、さまざまな商業施設や宿泊施設、居住施設などが複合しています。2023年3月に開業し、今年の6月には来場者が500万人を超えました。新たな観光名所であり、地元民が休日を通る居場所であり、そこに住むこともできます。また、さまざまな企業がこの開発プロジェクトに関与することで、ビジネスや出会いを生み出す場所としても期待されています。

訪ねた日は、オリックス・バファローズとのデーゲームが開催されていました。球場に足を運んでいた人たちは年齢も性別も服装も多種多様で、例えば広島のマツダスタジアムの観客のように、みんなが応援するチームのユニホームを着ているといったことはなく、試合観戦、あるいは応援がメインというより、普通に休日を楽しみに来たその一部として野球観戦という人もたくさんいるように感じました。

Fビレッジの開発を手掛けたキーパーソン、北海道日本ハムファイターズの前沢賢さんは、「訪れるお客さんは、運営側が想像もしないような楽しみ方をこの場所で見つけている」と話していました。例えば、試合前にグラウンド整備のために芝に水をまくシーンをずっと眺めている人がいて、理由を尋ねると「非日常空間で緑と水が描く光景に癒やされるから」だそうです。平日の昼間、試合がない日でも球場に入れるよう一部を開放しているのもユニークです。アクティブなシニア層を意識して、プロ野球では異例の平日の昼間に試合を開催したこともあります。バックスクリーンにはビール会社とコラボしたレストランがあり、そこで醸造したビールを野球観戦しながら楽しめます。

球場以外でもFビレッジでは、さまざまなお客さんに向けた楽しみ方が提案されています。ファミリー向けに子どもが遊ぶスペースはもちろん、犬の

散歩がてら来られるようにドッグランのコースもあります。球場にも、ペットとともに観戦できるスペースが設けられています。

とにかく、これまで野球チームや野球観戦にあまり興味がなく、接点を持たなかった人にも足を運んでもらうアイデアや工夫が随所に散りばめられています。一つひとつの仕掛けを見ていると、年齢やライフスタイルの違いでいくつもターゲットを設定し、それぞれに対して魅力的な企画やサービスを提供しているように見えます。顧客を広げるために、なんとなくぼんやりと広いターゲットを設定するのではなく、絞った満足度の高いものを個々のターゲットに合わせていくつも用意するというイメージです。

ターゲットが違っていても共通しているのは、単にある目的だけのために来てそれが済めば帰るのではなく、ほかの施設やサービスを体験してできるだけ長い時間Fビレッジに滞在してもらおうという考え方です。顧客を広げるために、たくさんのフックを用意してそれをいくつも体験できる場所をつくったことが、成功の秘訣(ひけつ)の一つだと思います。



日経BP 総合研究所
上席研究

渡辺 和博

わたなべ かずひろ



日経BP 総合研究所 上席研究員。1986年筑波大学大学院理工学研究科修士課程修了。同年日本経済新聞社入社。IT分野、経営分野、コンシューマ分野の専門誌編集部を経て現職。全国の自治体・商工会議所などで地域活性化や名産品開発のコンサルティング、講演を実施。消費者起点をテーマにヒット商品育成を支援している。著書に『地方発ヒットを生む 逆算発想のものづくり』(日経BP社)。



第11回 モリ・シエ



2日間

守山の資源を市内外の人に知ってもらう事を目的に開催しているモリ・シエはお陰様で13回目を迎えます。まにわいちばとの共同開催となります。

会員事業所の皆様の自社事業や商品のPRや販売をしていただく場所となり、多くの人々に知ってもらう良い機会となります。

毎年2月に開催していましたが、今年は日程を変え12月に実施します。

開催日時 令和6年12月7日(土)・8日(日)

10:00 ~ 17:00

※8日は16:00まで

場所 モリーブ1Fセントラルコート

(守山市播磨田町185-1)

協力 守山商工会議所



12月8日は、大人気の餅つきイベントも開催します。

①10:15 ②11:15 ③13:00 ④14:00 の計4回開催予定。

事業所様の出店お申し込みは、11/8までです。



お申込・お問合せ

守山市観光物産協会

TEL: 077-582-1266 FAX: 077-599-1080

MAIL: info@moriyamamayamamori.jp

マイナンバーカードの有効期限が切れていませんか？

確定申告前に必ずご確認ください！

e-Taxを利用して申告等データを送信するには、有効な電子証明書が必要であるため、申告等データを送信するまでに電子証明書を再度取得していただく必要があります。利用している電子証明書の有効期限にご注意ください。

マイナンバーカードの更新は、お住まいの市区町村の窓口で行います。更新の手続きは、有効期限通知書が届いた場合や有効期限が過ぎた場合でも可能です。

更新の手続きの際は、次のものがが必要です。

- ・マイナンバーカード
- ・有効期限通知書(あれば)



税を考える週間

11月11日～11月17日

～これからの社会に向かって～

納税意識の向上に向けた
様々な取組を実施しています。

- ◆「税を考える週間」の特集ページ
国税庁ホームページに国税庁の取組を紹介するページを開設します。
- ◆講演会や説明会
国税局や税務署による大学生や社会人向けの講演会や説明会を全国各地で開催します。
- ◆各種イベント
関係民間団体などによる講演会や税の作品展など、全国各地で行われます。



国税庁は税務行政のDXを推進しています

- ▶「あらゆる税務手続きが、税務署に行かずにできる社会」の実現を目指しています。
- ▶国税庁における、データ分析やAIの活用を進めています。
- ▶関係省庁等とも連携し、事業者の業務のデジタル化推進に取り組みます。

税を考える週間

国税庁

<https://www.nta.go.jp>
法人番号 7000012050002



きっとみつかる
いい人、いい仕事

全国47都道府県の求人・人材支援

企業と人材を結ぶエキスパート

「働く」と雇用」をサポート

- 1 離職する従業員の方の再就職をサポート
- 2 人材を確保したい企業をサポート
- 3 「キャリア人材バンク」で高齢者の再就職をサポート
- 4 雇用を維持するための在籍型出向をサポート
- 5 社員の人材育成やキャリアアップの出向をサポート
- 6 研修やセミナーで社員のスキルアップをサポート（有料）

6つの
取り組み



マンガ
再就職支援



マンガ
キャリア人材バンク

費用は
無料



公益財団法人 産業雇用安定センター 滋賀事務所

〒520-0051 大津市梅林1-3-10 滋賀ビル6階

TEL 077-526-3991 FAX 077-526-2761



本のがんこ堂がオススメ！ビジネススキルアップ本 ビジネスに役立つ書籍を月替わりで紹介！



書名 パーフェクトな意思決定

著者名：安藤広大
ISBN：9784478120736 出版社：ダイヤモンド社
発売日：2024/9/24 価格：1980円(税込) 判型：四六判・336ページ

内容紹介：
取引や交渉のなかで「検討します」という言葉で逃げようとしたことはないでしょうか？
誰が決める人かわからない、責任を取るのが怖い、自分の中に判断軸がない・・・
意思決定を邪魔する様々な要因を解決し、誰もが勇氣ある決断をすることができるようになるための考え方を本書で勉強してみませんか？
すべての働く人たちにへおすすめしたい1冊です。



発見はいつもここから
本のがんこ堂

上記書籍のお買い求めは、「本のがんこ堂」へ！

本のがんこ堂 守山店
守山市古高町福田393-19
営業 9:00～22:00
TEL 077-582-7560 FAX 077-581-2723

年中
無休

本のがんこ堂 守山駅前店
守山市勝部一丁目1-21-101
営業 10:00～21:00 休 日曜・祝日
TEL 077-584-5460 FAX 077-585-9855

本の森のちいさなカフェ Gankodo
守山市守山五丁目3-17 守山市立図書館内
営業 10:00～18:00 休 図書館定休日に準ずる
TEL 077-514-8225

ワーク・ライフ・バランス企業へ
～これからの時代の企業経営～

11月は「仕事と生活の調和推進月間」です

滋賀県最低賃金が改正されます。



令和6年
10月1日より

時間額 1,017円 (50円UP)

※滋賀県最低賃金は滋賀県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。